

虐待防止の取組と 障害者虐待の現状 について

令和6年度 障害者総合支援法に係る障害福祉サービス等
市町村新任者研修 資料

－目次－

- 虐待防止の取組について・・・ 2～27
- 全国の障害者虐待の現状について・・・ 28～35
- 埼玉県内の障害者虐待の現状について・・・ 36～39
- 障害者虐待防止研修等・・・ 40

埼玉県福祉部障害者支援課

※ この資料は厚生労働省の記者発表資料などから抜粋したものが含まれています。

障害者虐待防止法

平成12年
児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）成立

平成17年11月
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立
附則2項
「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」（障害者等）に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行
* 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、併せて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

障害者虐待防止法の目的と定義

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

障害者虐待の類型

身体的虐待

身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由なく身体を縛ること。

【具体例】 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物などを口に入れる、必要のない身体拘束をする（ベッドや椅子に縛り付ける、部屋に閉じ込めるなど）

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。

【具体例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする（裸の写真を撮る）、キスする、わいせつな言葉を発する、わいせつな映像等を見せる

心理的虐待

暴言や拒絶するような対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。

【具体例】 侮辱する言葉を発する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格をおとしめる扱いをする

放棄・放置（ネグレクト）

食事や入浴・排泄などの世話や介助をほとんどせずに衰弱させること。必要な福祉サービスを受けさせないこと。ほかの障害者からの虐待を放置し養護すべき義務を著しく怠ること。

【具体例】 食事や水分を十分に与えない、あまり入浴をさせない、排せつの介助をしない、汚れた服を着させ続ける

経済的虐待

本人の同意なしに年金や財産を処分すること。また、理由なく金銭を与えないこと。

【具体例】 障害者本人の年金や賃金を渡さない、同意なしに財産や預貯金を処分・運用する

虐待のサイン

早期発見が虐待の深刻化・重大化を防ぎます。

ただし、下記の事例のみがサインではありません。普段と異なる様子などに気づいたら、虐待ではないかと考えてみることも必要でしょう。

虐待の種類	虐待のサイン（例）
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 身体に小さな傷やあざなどが頻繁にみられる。<input type="checkbox"/> 急におびえたり怖がったりする。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 不自然な歩き方をする。<input type="checkbox"/> 周囲の人の体に触るようになる。
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> おびえる、わめくなどのパニック症状を起こす。<input type="checkbox"/> 顔の表情などがなくなる。
放棄・放置（ネグレクト）	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 身体から異臭がする。<input type="checkbox"/> ずっと同じ服を着ている。<input type="checkbox"/> 過度に空腹を訴える。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> サービス利用料の支払いが滞る。<input type="checkbox"/> お金の管理について本人が知らない。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)"] </pre>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] C -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] D -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待の早期発見と通報義務、通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



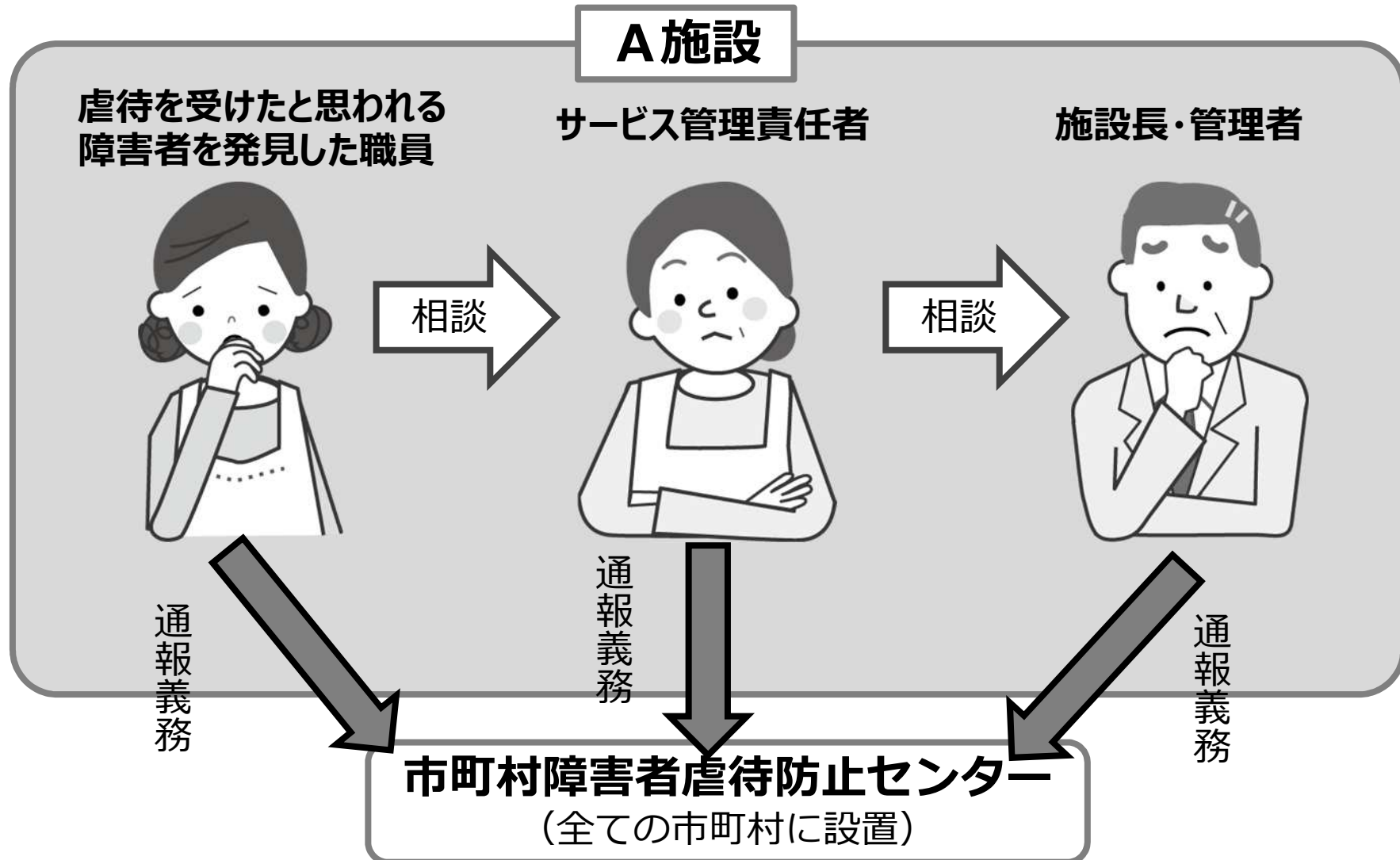
（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報義務

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。



市町村の役割と責務

市町村障害者虐待防止センター (設置義務)

- ①・養護者
 - ・障害者福祉施設従事者等
 - ・使用者による障害者虐待 } 通報・届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止
養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

- ・休日や夜間も連絡できる体制とする。
- ・業務の全部又は一部の委託可
 - ※市町村の担当部局と常時の連絡体制を確保する必要
- ・個人情報の保護
- ・住民や関係機関への周知
 - ※市町村障害者虐待防止センターの電話番号等
 - ※休日・夜間対応窓口

養護者による障害者虐待について

- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ・虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・成年後見制度開始の審判請求

障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・都道府県への報告（市町村が虐待と認定した場合、悪質なケースの場合など）
- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

使用者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

埼玉県虐待禁止条例

背景

- 児童・高齢者・障害者の虐待件数は増加傾向



- 虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を県民全体で共有

条例制定

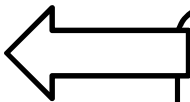
虐待の防止について基本的な事項を定めることなどにより総合的に施策を推進するため、平成29年6月定例県議会において、議員提案により「埼玉県虐待禁止条例」が成立。
平成30年4月1日から施行。

詳細は県ウェブサイト<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>

特徴

- 児童、高齢者、障害者の各虐待を一元的に規定（都道府県レベルで全国初）
- 法律の範囲を越えた規定
- 通報を行やすい環境の整備

- ① 虐待類型を拡大
- ② 虐待行為者の拡大
- ③ 虐待防止研修の義務化



虐待禁止条例 法律の範囲を越えた規定

①虐待類型の拡大

- 「経済的虐待」を児童虐待にも適用（第2条）
- 「使用者による虐待」を児童・高齢者にも適用（第2条）

②虐待行為者の拡大

- 虐待し得る者として「施設等養護者」を規定（第2条）
 - ・ 児童福祉施設・事業の従事者
 - ・ 学校の教職員
 - ・ （入院施設を持つ）病院の医師・看護師等

③虐待防止研修の義務化

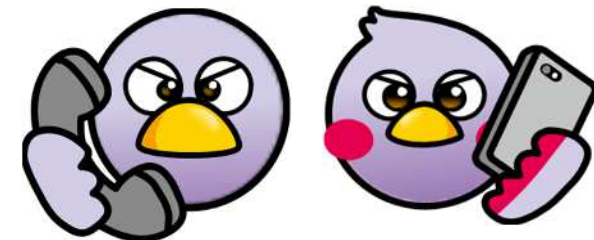
- 県に、虐待の防止等に関する研修実施の義務付け（第19条）
- 施設の長に、施設従事者を対象とした虐待防止研修実施の義務付け（第21条）
- 施設従事者に、虐待防止研修の受講義務付け（第21条）

虐待禁止条例 通報を行いやすい環境の整備

- 児童・高齢者・障害者の各虐待の通報等を24時間365日受け付け、対応する窓口の整備（第13条）

「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」
の開設

虐待の早期発見・早期対応へ



埼玉県のマスコット「コバトン&さいたまっち」

身体拘束の廃止に向けて

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
 - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
 - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。 **R6報酬改定で見直しあり**

虐待防止委員会の設置等の義務化

障害児者施設・事業所における障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容が盛り込まれた。

令和4年4月から、虐待防止等のための委員会の開催や従業者への研修実施等が義務化されている。

	～令和3年3月	令和3年4月～	令和4年4月～
従業者への研修実施	努力義務	努力義務	義務
虐待防止委員会の設置	設置を推奨	努力義務	義務
虐待の防止等のための責任者の設置	努力義務	努力義務	義務

○厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

○厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

○埼玉県障害者総合支援法施行条例

○埼玉県児童福祉法施行条例

令和6年度報酬改定での見直し

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

立入調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応である。

精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

現状・課題

- 精神科病院における虐待防止の取組を進めるため、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**すること等が必要。
- 現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進しているが、虐待防止に向けた取組みを更に進めるため、精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けることが適切。

令和4年の法改正による見直し内容

- 令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定を新設（施行は令和6年4月）。
 - 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。**
 - **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

都道府県の対応(案)

- 精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、**都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しすること**としたい。具体的な手順は別添のとおり。
 - ①通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
 - ②上記資料を活用し**適切に状況把握**を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
 - ③事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、**虐待の事実確認**を行う。
 - ④**立入検査による事実確認等**に基づき「対応方針決定シート」を作成。
 - ⑤当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、**虐待事実の判断及び対応方針**を決定。
 - ⑥虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

障害者に対する虐待の相談・通報 への対応の徹底について

(都道府県及び市町村障害保健福祉担当課室宛・令和4年8月23日付厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)

令和3年度に実施した「障害者虐待防止法に基づく対応状況調査」において、障害者虐待の相談・通報に対し、市町村が「事実確認調査を行った件数」及び「虐待と判断した件数」の割合に大きくばらつきがあることや、必ずしも適切ではない理由により事実確認調査を実施しない又は虐待の判断を行っていない事例や継続してフォローする必要があるにも関わらず対応をしていない事例が認められたところです。

あわせて、市町村の相談・通報に関する対応や虐待の有無の判断を行う体制について調査したところ、初動対応方針や虐待判断の場面において、担当部署の管理職が参加していない事例があることが認められました。

上記を踏まえ、障害者虐待の相談・通報への対応の徹底を図るため、

- ・相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと

- ・市町村に相談・通報があった場合は、事実確認を訪問等により実施するとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであること

について、改めて徹底していただくようお願いします。

また、令和3年度調査研究事業では、自治体向けに、虐待防止の体制整備のポイントを示すとともに（別添資料（2）参照）、事実確認調査の実施を判断する場面及び虐待の有無を判断する場面においてとるべき対応や留意事項について「障害者虐待防止 自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」としてとりまとめられたところです（別添資料（3）及び掲載URL参照）。

市町村におかれては、障害者虐待防止・対応の体制整備や業務に当たって参考としていただくようお願いします。

都道府県におかれては、都道府県権利擁護センターへの周知の他、虐待防止・権利擁護研修等の機会を通じて、管内市町村における障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底に取り組んでいただくようお願いします。

◆ (1) 障害者虐待の相談・通報に係る自治体間の対応のばらつきについて

① 養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図1参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図2参照）を都道府県毎に比較した。

○前者は最高96%に対し最低が48%（平均値84%）となり、後者は最高55%に対し最低が10%（平均値30%）であった。

※ 図1・図2ともに平成28年度から令和2年度までの5カ年の平均値で比較

図1：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

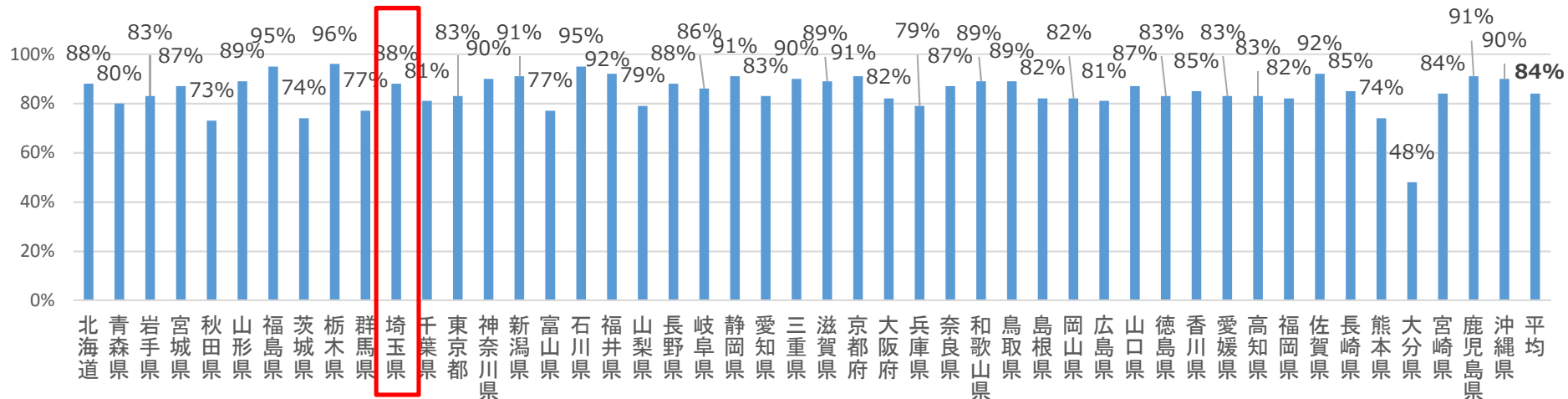
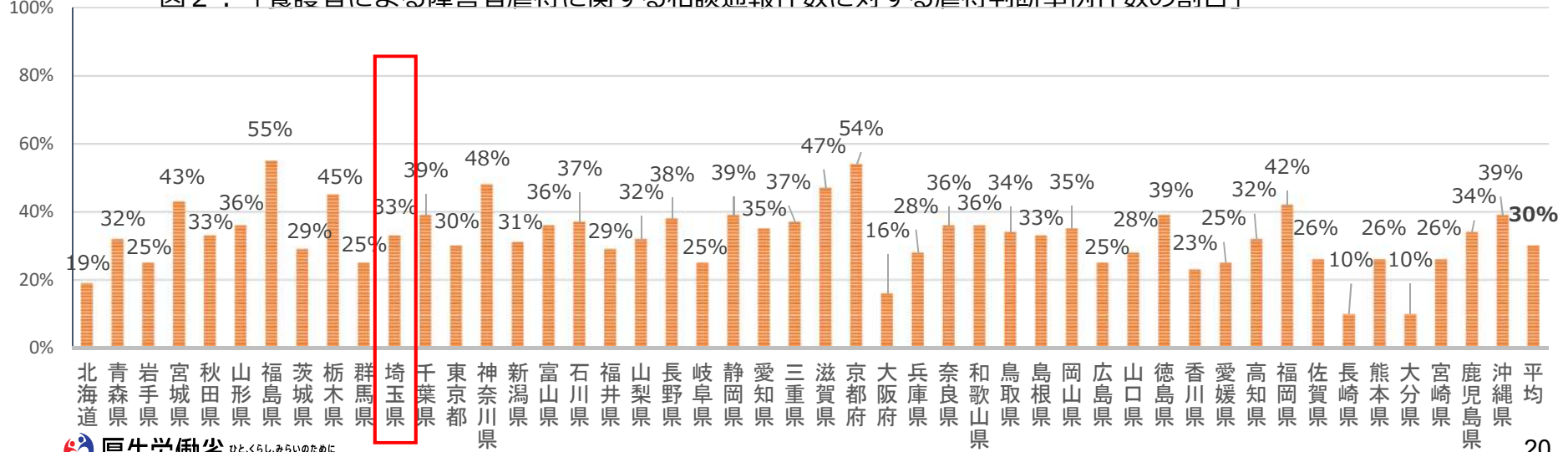


図2：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



②施設従事者等による障害者虐待

○施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図3参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図4参照）を都道府県毎に比較した。

○前者は最高94%に対し最低が65%（平均値84%）となり、後者は最高30%に対し最低が8%（平均値20%）であった。

※ 図3・図4ともに平成28年度から令和2年度までの5カ年の平均値で比較

図3：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

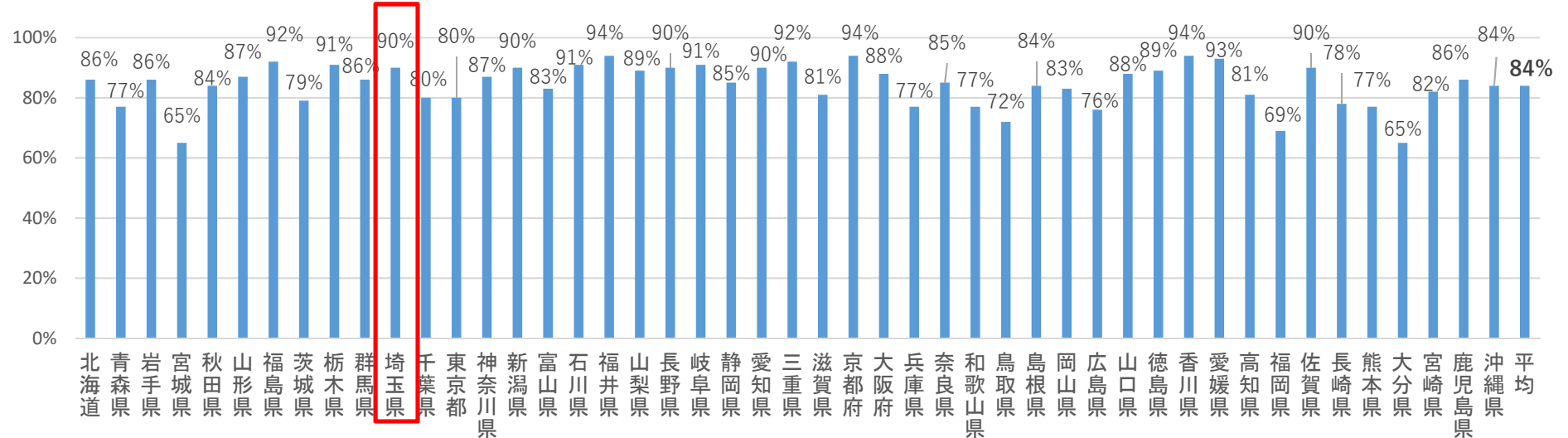
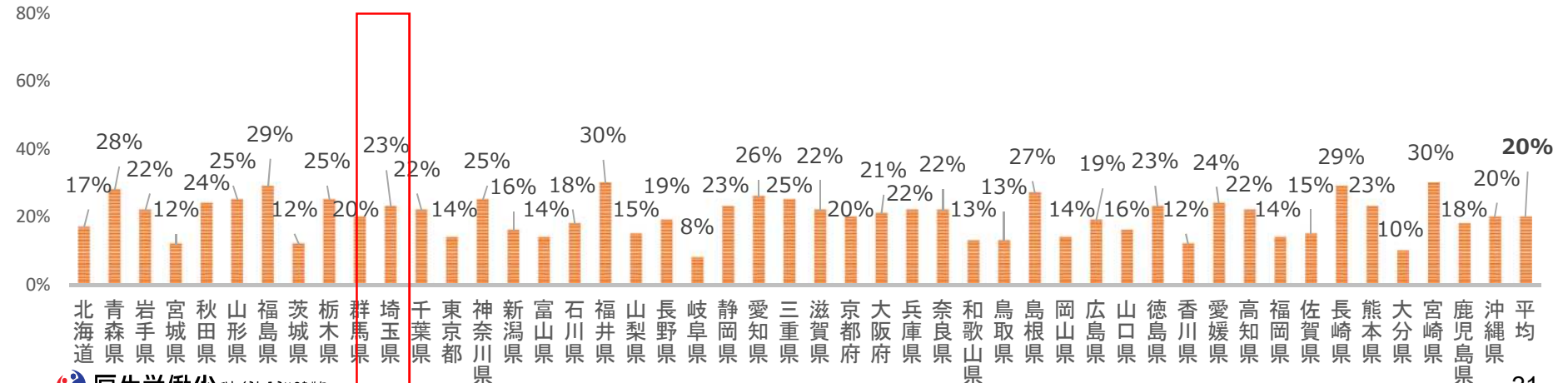


図4：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」

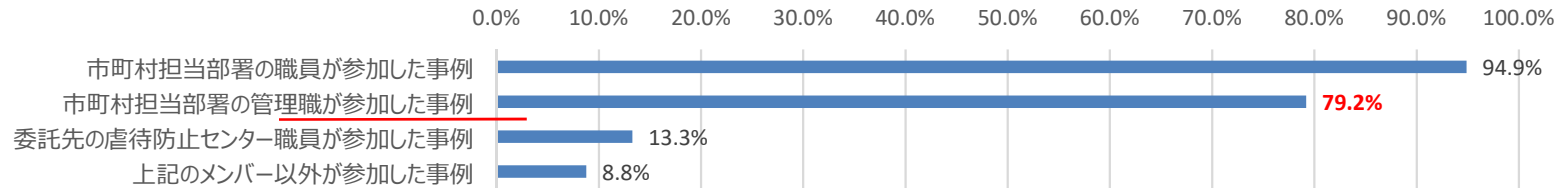


③管理職が協議に参加しなかった事例件数

- 障害者虐待の相談・通報等を受け初動対応を協議する場に、担当部署の管理職が参加していなかった事例が約2割あった。
- 同様に虐待の有無の判断を行う協議の場に、担当部署の管理職が参加していなかった事例が約2～3割あった。

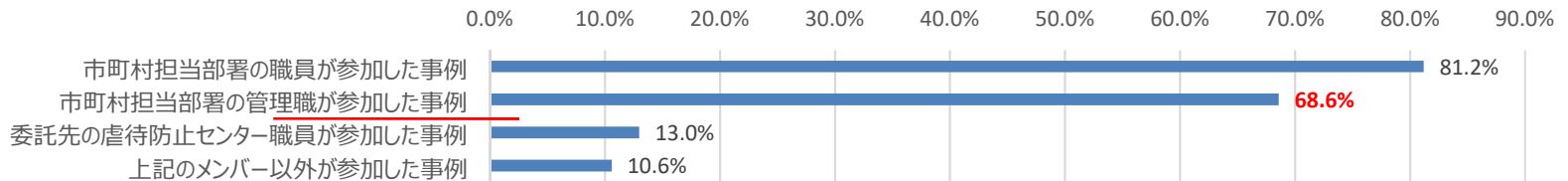
※ 令和2年度中に対応した事例について集計

①相談・通報等に関する対応方針（初動対応）を協議した事例（6,522件）

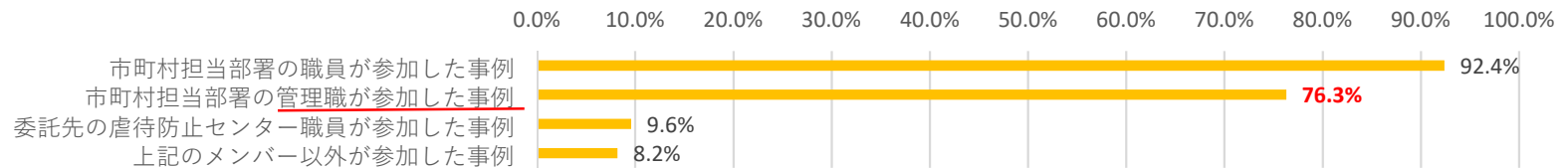


養護者虐待

②虐待の有無の判断を行った協議件数（5,687件）

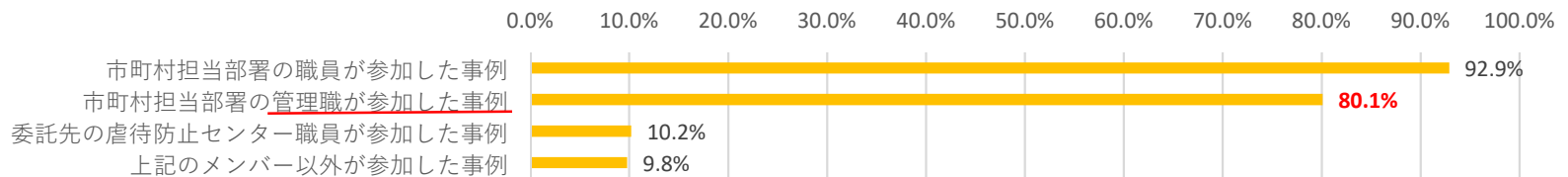


③相談・通報等に関する対応方針（初動対応）を協議した事例（2,853件）



施設従事者等虐待

④虐待の有無の判断を行った協議件数（2,475件）



虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ、準強制性交等罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

市町村から県への報告

虐待の通報を受けた場合、虐待を受けているとされる障害者の安全確認や、現在得られている虐待に関する情報のみならず、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所など当事者と関わりのある機関や関係者から情報収集するなどし、障害者の情報をできるだけ客観的な事実確認に努めてください。

結果、虐待の事実確認ができた事案は、県（政令・中核市等、事業所や法人の指導・処分権限がある場合は、当該自治体）に報告することとなりますが、事業所等が調査に協力しない場合や悪質なケース等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、虐待の事実が確認できていなくても都道府県へ報告してください。

また、事業所に対しても、虐待認定した旨を通知するとともに改善を求めてください（書面で通知することが望ましい）。県と市町村の適切な連携を図るためにも、県への報告後、改善計画書の受理など続報があった場合は、その都度、報告をお願いします。

自治体における体制整備のポイント

(令和3年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究報告書第Ⅱ部より)

- 障害者虐待の相談・通報件数に対する事実確認調査の実施割合が高い市町村等にヒアリングを行い、自治体での障害者虐待対応に係る体制整備のポイントを8つに整理した。

(詳細は「令和3年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業報告書」,p85～142)

◆ 障害者虐待対応の体制整備の8つのポイント

- ① 障害者虐待対応に当たり「障害者の権利擁護を重視する」という考え方の徹底
虐待対応に限らず幅広く障害者の権利擁護の取組みに対する理解が組織として持たれている。
- ② 組織的対応の徹底
虐待対応や虐待判断の際の決裁権者の関与と役割を明確化、被虐待者の保護と支援に当たる担当職員は別々に配置する等工夫をしている。
- ③ 専門職の配置
担当部署に社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等の専門職を配置している。
- ④ 訪問・目視による事実確認調査の徹底、障害者の安全確保を最優先する考え方
訪問による事実確認調査について、先進的な自治体では「調査は訪問・目視を基本」と考え、担当職員間での認識が共有されている。
- ⑤ 様々なツールの活用と研修等を通じた周辺理解の促進
国手引きを基にしたマニュアル、対応フロー図、様式といったツール類を作成し、職員研修等で活用している。
- ⑥ モニタリングと進行管理、地域資源の把握やネットワークの構築
障害者本人や家族の困りごとの解消や養護者支援において、引き継ぎ後の再発防止や緊急対応等も含めて関係機関と連携し対応している。
- ⑦ 外部の機関（基幹相談支援センター、自立支援協議会、アドバイザー等）の活用
基幹相談支援センター又は圏域毎に配置されたアドバイザーの助言の支援を受け、外部の機関と連携して虐待対応に当たっている。
- ⑧ 都道府県等、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等による市町村支援
市町村の困りごとを把握する機会を設け、困りごとの共通点・課題等を把握分析、課題解消につなげるなど工夫を凝らしている。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

障害者施設の理事長談 「暴力や暴言があったことは知らなかった。」
⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄

- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長など責任者**への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

全国の障害者虐待の状況

令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省が実施した、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況についての調査結果です。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	【参考】 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	4,104件 (3,208件)	1,230事業所 (1,230事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	956件 (699件)	430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	1,352人 (956人)	656人 (502人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

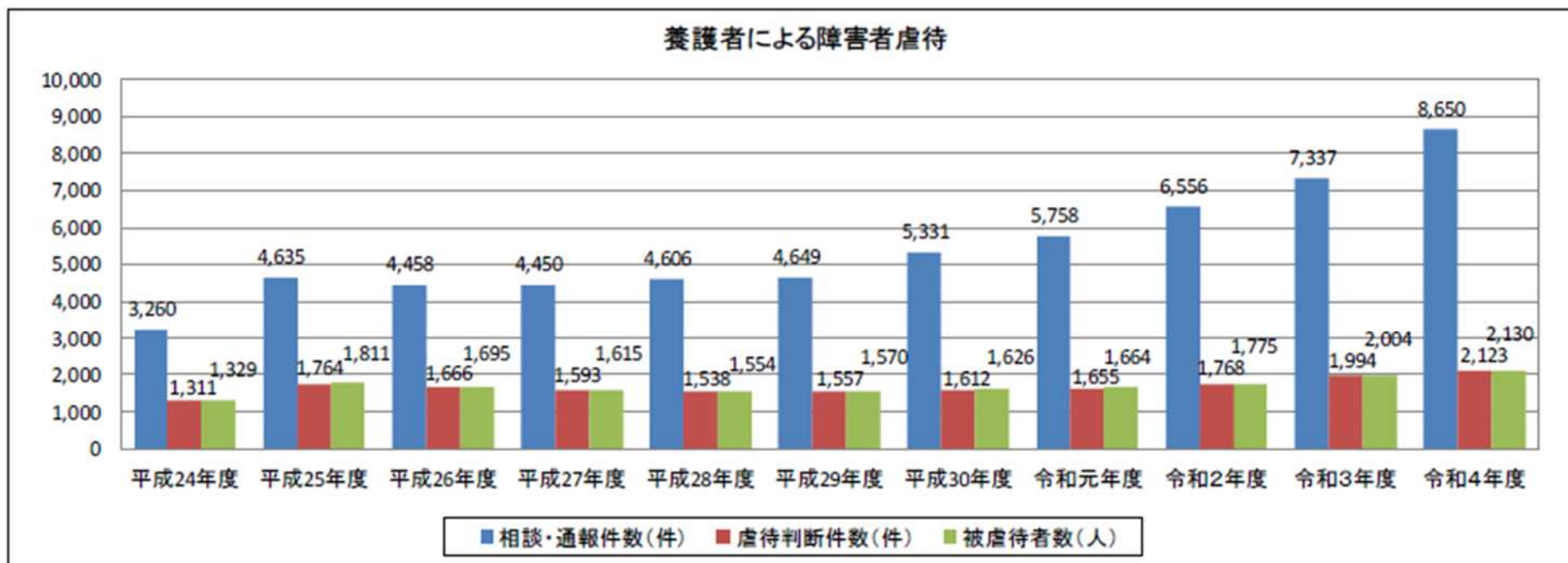
(注2) 都道府県労働局の対応については、令和4年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

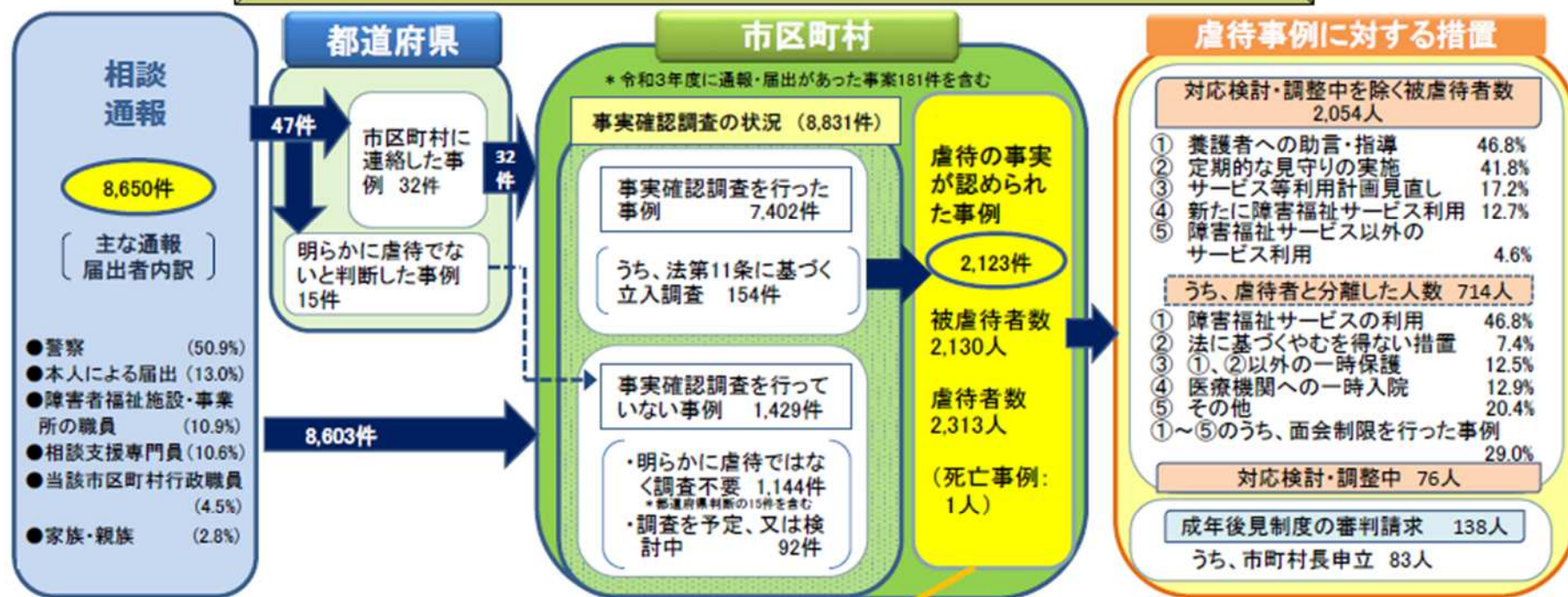
- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(2,313人)

- 性別
男性(64.5%)、女性(35.5%)
- 年齢
60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)
40～49歳(16.3%)
- 続柄
父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)
兄弟(10.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

被虐待者(2,130人)

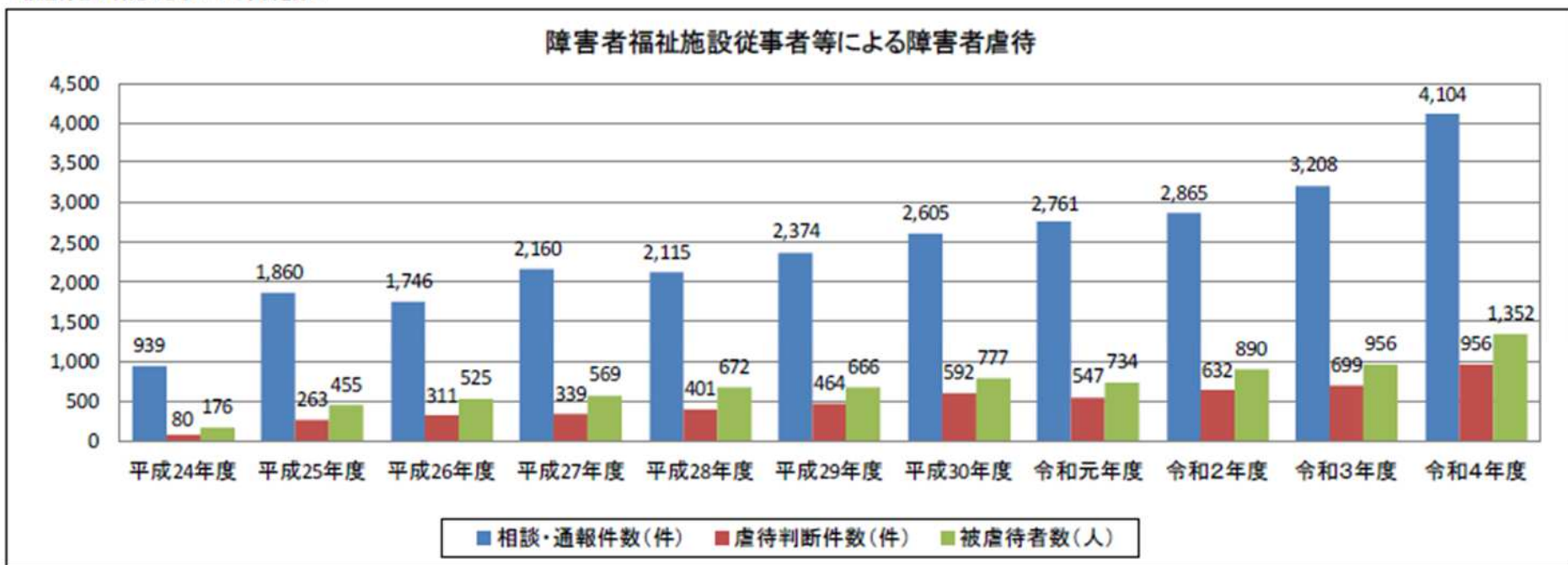
- 性別 男性(33.8%)、女性(66.2%) ※性別不明:1名
 - 年齢
50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)
40～49歳(19.2%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 19.0% | 45.0% | 43.4% | 3.1% | 2.4% |
- 障害支援区分のある者 (49.3%)
 - 行動障害がある者 (27.5%)
 - 虐待者と同居 (85.3%)
 - 世帯構成
その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、
両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (1,098人) ※2

- 性別
 男性 (69.9%)、女性 (30.1%)
- 年齢
 60歳以上 (20.5%)、50～59歳 (17.9%)、
 40～49歳 (17.8%)
- 職種
 生活支援員 (44.4%)、世話人 (9.9%)、
 管理者 (7.9%)、その他従事者 (7.1%)、
 サービス管理責任者 (6.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

被害者 (1,352人) ※1

- 性別
 男性 (63.6%)、女性 (36.4%)
- 年齢
 40～49歳 (18.4%)、30～39歳 (17.8%)、
 20～29歳 (17.2%)、50～59歳 (17.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者種別が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため被害者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

深刻な障害者虐待の事案

ケース1

入所者を殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚し、同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

ケース2

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

ケース3

知的障害者施設で暴行 元職員逮捕

警察は、障害者施設に通っていた知的障害者に「殺す」「ばか」などの暴言を浴びせながら、胸ぐらをつかんで頭部を平手打ちするなどの暴行をした疑いで懲戒解雇された**元施設職員を逮捕**した。「被害者が作業をしようとしなかったのでやった」と容疑を認めている。

市は、匿名で通報を受けて施設に立ち入り調査したが、虐待の事実を確認できなかった。その後、テレビで虐待の映像が放映されたため再度立ち入り調査を実施、「**もう少し踏み込んだ対応をしていればよかった**」と話した。

同施設は、虐待に加わった他の職員を停職、**施設長を降格処分**した。

ケース4

入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある**入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ、外に出られないようにされていたと発表した。**

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、**虐待にあたりと判断**した。

県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、**施錠された部屋の状況までは確認をしていなかったと説明した。**

ケース5

障害者を無報酬で働かせる 福祉法人処分 関連施設の建設工事で

障害者支援施設の利用者に違法に関連施設の建設工事に従事させ、賃金を支払わなかったとして、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づき、介護給付費減額の行政処分にしたと発表した。

リハビリや作業療法と称し、利用者計17人に、関連施設の建設工事や、施設管理者の自宅の清掃を無報酬でさせた。工事は障害者総合支援法や県条例が禁じる「過重な負担」に、無報酬だった点は同法の「経済的虐待による人格尊重義務違反」に当たると判断した。

法人側は「入所者支援の一環で、賃金を払う必要はないと思った」との趣旨の説明をしているという。県民から不適切な運営に関する情報提供が県にあり、利用者に聞き取り調査をして発覚した。

ケース6

使用者による聴覚障害者への心理的虐待の事例

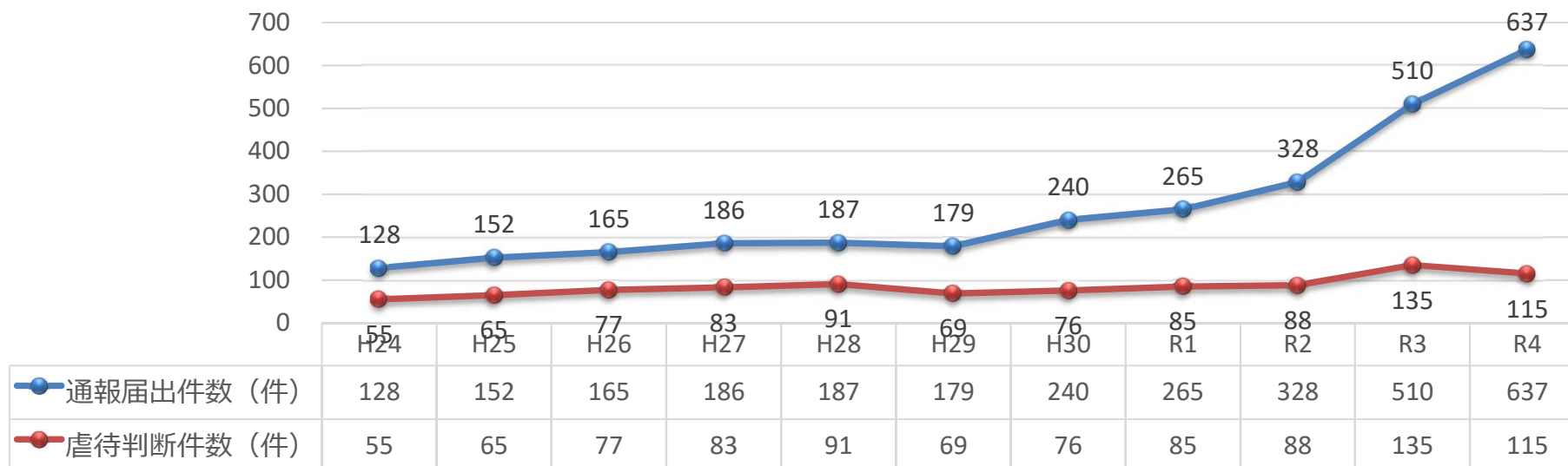
仕事でミスをした際に、上司から、ホワイトボードに「下手！」と何回も書かれたり、「会社を辞めろ！」という紙を眼前に示されたりした。また、「下手くそ」、「クビ、辞めろ」という手話を受けた。その他、同僚のミスを自分の責任にされたり、給与明細を眼前で破り捨てられたりするハラスメントを受けた。

使用者による心理的虐待が認められたことから、公共職業安定所は、当該上司への指導の徹底を含む再発防止策や障害者に対しての言動や雇用管理について、障害特性を踏まえ配慮するよう指導した。

埼玉県内の養護者による虐待の状況

【令和4年度の状況】

- 県内の市町村で受け付けた養護者（家族等）による障害者虐待に関する相談、通報件数は、令和3年度より127件増え、637件でした。
- 相談、通報があった637件のうち、市町村が虐待と認定した件数は、過去最高だった令和3年度より20件減り、115件でした。
- 通報経路を多い順に3つ挙げると、警察（65.5%）、施設・事業所の職員（10.7%）、相談支援専門員（6.0%）でした。
- 一時保護、分離するなどの措置は、37件でした。



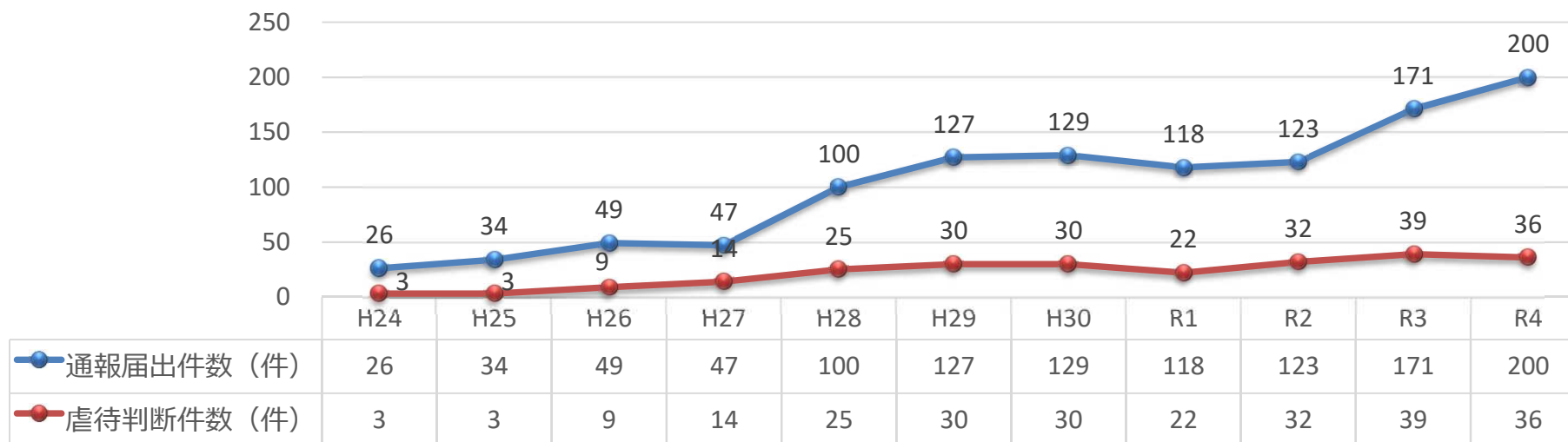
【傾向（平成24～令和4年度）】

- 被虐待者 女性（61.0%）、男性（39.0%）
- 障害種別 知的（44.8%）、精神（32.5%）、身体（16.4%）
- 虐待の種類 身体的（57.6%）、心理的（20.0%）、経済的（9.6%）
- 虐待者 父（28.0%）、母（23.3%）、兄弟姉妹（16.2%）

埼玉県内の障害者福祉施設従事者等による虐待の状況

【令和4年度の状況】

- 県内の市町村等で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談、通報件数は、令和3年度より29件増え、200件でした。
- 相談、通報があった200件のうち、市町村が虐待と認定した件数は、令和3年度より3件減り、36件でした。
- 通報経路を多い順に3つ挙げると、当該施設・事業所の職員（29.0%）、家族・親族（11.1%）、相談支援専門員（8.2%）でした。
- 虐待が行われた施設を多い順に3つ挙げると、共同生活援助16件、生活介護5件、施設入所支援4件でした。
- こうした状況に対して、県は令和4年度4件の行政処分（いずれも一部効力停止（利用者の新規受入停止））を実施しました。



【傾向（平成24～令和4年度）】

- 被虐待者 男性（59.1%）、女性（40.9%）
- 障害種別 知的（61.7%）、精神（19.5%）、身体（14.1%）
- 虐待の類型 身体的（44.6%）、心理的（33.5%）、性的（12.7%）
- 虐待を行った人の職種 生活支援員・児童指導員などの従業者（75.6%）、管理者（13.7%）、サービス管理責任者（5.2%）、設置者・経営者（3.3%）

本県での障害者虐待の事例 1

本県での事例（1）

平成27年7月の報道

わいせつ行為の疑いでNPO法人代表理事逮捕

- ・ 概要：運営するグループホームに入居する知的障害者の女性にわいせつな行為をしたとして、県警は23日、NPO法人代表理事を逮捕した。
- ・ 加害者：法人代表理事兼共同生活援助事業所管理者（67歳）
- ・ 罪状：準強姦未遂罪（懲役3年の実刑判決、確定）
- ・ 通報：被害女性が日中利用していた就労支援施設の職員

本県での障害者虐待の事例 2

本県での事例（2）

平成27年8月の報道

準強姦の疑いでNPO元職員を逮捕

- ・ 概要：障害者の居宅介護などを行うNPO法人の元職員が、サービスを利用していた知的障害者の女性にわいせつな行為をしたとして、県警はこの元職員を逮捕した。
- ・ 加害者：法人の元理事であり元職員（訪問介護員等）（70歳）
- ・ 罪状：準強姦未遂罪（懲役3年6か月の実刑判決、確定）
- ・ 通報：被害女性が相談していた別のNPO法人役員

障害者虐待防止研修等

県主催研修

今年度も埼玉県主催の障害者虐待防止・権利擁護研修の動画も公開しています。
職場内研修や地域の研修等にぜひご活用ください。
次のURLから視聴できます。

https://www.omiya-fukushi.co.jp/p07_1709181806727.html

手引き等

『障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所
従事者向けマニュアル）』（令和5年7月 厚生労働省）

『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）』（
令和5年7月 厚生労働省）

次のURLの厚労省ウェブサイトからダウンロードしてください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html